

株 主 各 位

DAIFUKU

株式会社ダイフク

大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
代表取締役社長 北 條 正 樹

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
当社本社 2号館3階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第96期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役11名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧の上、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までにご行してください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、当社ホームページ（<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>）に掲載しておりますので、法令および定款第16条の定めに基づき、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ・ 事業報告のうち
 - 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
 - 7. 株式会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daifuku.co.jp>）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月27日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（平日午前9時～午後9時）

〈その他のご照会〉 ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事 業 報 告

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界の経済は、ギリシャに端を発した欧州債務危機や米国の景気減速懸念、新興国の景気調整などにより、景気後退局面への懸念が強まっていました。わが国の経済も、東日本大震災、タイの大洪水、歴史的な円高や外需の不透明感を背景に、先行きについては慎重な見方が大勢を占めました。第4四半期連結会計期間には、円高の一服、米国景気の回復傾向を受けての輸出持ち直し等により、緩やかな回復の兆しも見られたものの、原油高、原子力発電所の停止による電力不足などの不安材料も抱えながら新年度を迎えました。

当業界におきましては、国内では東日本大震災からの復旧需要などが見られましたが、総じて需要回復力の弱い事業環境が続いております。

このような環境にありましたが、当社グループの業績は、全社あげての努力の結果、前連結会計年度に引き続き、リーマン・ショック後の落ち込みから着実に回復いたしました。

受注・売上面では、自動車業界の新興国や北米での設備投資需要、半導体業界の微細化加工対応ニーズ、空港手荷物搬送システムおよび洗車機部門における企業買収による枠組み拡大などが寄与しました。この結果、当連結会計年度の受注高は1,952億17百万円（前期比8.3%増）、売上高は1,980億52百万円（前期比24.4%増）を計上しました。期末受注残は前連結会計年度（約934億円）にやや及ばない（約905億円）ものの、平成25年3月期は当連結会計年度から期ずれした北米自動車工場向け大型案件を予定通り受注するなど、順調なスタートを切っています。

利益につきましては、営業利益は全体的な量の回復やサービスビジネスの底堅さ、第4四半期の好調な売上が寄与しました。経常利益では円高による為替換算損の影響を、純利益では保有株式の時価評価損、税制改正による繰延税金資産の取り崩しによる影響を受けましたが、期末にかけての円安・株価上昇に伴い、それぞれの影響額は従来予想より減少しております。この結果、営業利益は42億17百万円（前期比144.3%増）、経常利益は40億22百万円（前期比199.0%増）、当期純利益は12億23百万円（前期比354.1%増）となりました。

これらの数字には、平成23年4月に全株式を取得したLogan Teleflex (UK) Ltd.、Logan Teleflex (France) S.A.S.、Logan Teleflex, Inc.（以下、ローガン社と総称）の空港手荷物搬送システムの実績を含んでいます。受注高には、ローガン社の平成23年3月末受注残高約60億円を含んでいます。

	平成24年3月期 実績	
連結受注高	1,952億17百万円	（前期比 8.3%増）
連結売上高	1,980億52百万円	（前期比 24.4%増）
連結営業利益	42億17百万円	（前期比 144.3%増）
連結経常利益	40億22百万円	（前期比 199.0%増）
連結当期純利益	12億23百万円	（前期比 354.1%増）

その他報告事項

- ①平成23年10月、空港向け「バゲージトレイシステム」の発売を開始しました。手荷物一つひとつをトレイに搭載し、最大搬送速度600m/分を実現したことが特長です。中・大規模空港への拡販を図るとともに、当社が得意とする自動倉庫と組み合わせたシステムも提案をしていきます。
- ②平成23年12月、ダイフクグループの海外現地法人幹部候補生を対象にした「グローバルリーダーシップ研修」を初めて開催しました。海外事業展開や生産体制等の講義、納入先見学など、内容は多岐にわたります。また、平成24年4月には執行役員に初めて外国人が就任しました。グローバルに活躍できる人材の育成・登用に、今後ますます力を入れていきます。
- ③平成23年12月、日立プラントテクノロジーとの間で、エレクトロニクス産業向けクリーン搬送システムのサービス事業の譲受け契約を締結しました。国内の基盤を拡充するとともに、これまで実績のなかったお客さまとの取引関係を構築していきます。平成24年4月から、当社の一部として営業を開始しました。
- ④平成24年2月、株主優待制度の導入を決定しました。毎年3月末日の当社株主名簿に記載、または記録された1単元（500株）以上の当社株式を保有されている株主様に対し、当社グループとお取り引きのある全国300カ所以上のボウリング場で使用できる割引金券を年1回贈呈いたします。株主の皆様の日ごろからのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、中長期的に株式を保有していただける安定的な株主様の維持・増加を図っていきます。割引金券は、6月28日の定時株主総会後に発送予定です。

⑤平成24年3月、株式会社日本政策投資銀行より物流システムメーカーとして初めて、「防災格付」に基づく融資を受けました。BCP（事業継続計画）推進本部を設置し、事業継続のための指揮命令系統を整備し、これらの体制を有価証券報告書やCSRレポート等を通じてわかりやすく情報公開に努めている点等が、高く評価されました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間よりセグメント区分を以下のように変更しております。これは、北米事業を統括・強化するため、平成23年1月1日付けでDAIFUKU WEBB HOLDING COMPANYを米国に設立し、その傘下にJERVIS B. WEBB COMPANY（ウェブ社）、DAIFUKU AMERICA CORPORATION（ダイフクアメリカ）を置いたためであります。

（従 来）株式会社ダイフク、株式会社コンテック、ウェブ社、ダイフクアメリカ、その他

（当期より）株式会社ダイフク、株式会社コンテック、DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY（DWHC）、その他

セグメント売上は上記各社の外部顧客への売上高、セグメント利益は純利益を記載しております。

①株式会社ダイフク

《受注》

保管・搬送・仕分け・ピッキングのシステムでは、食品業界、医薬品業界、医薬卸業界、農業、流通業界向けなどの大型案件が堅調に推移しました。これらの分野は年々、海外案件が増えており、当連結会計年度は韓国、ロシア、インドネシア、スペインなどでの受注がありました。次期につきましても、北米や中国を中心に海外案件を伸ばしていく計画です。中小型システムは、自動車や電機業界向け需要低迷の影響がなお続くものの、東日本大震災復興関連による需要が出てまいりました。

半導体工場向けシステムでは、微細化加工ニーズにマッチした「窒素パージストッカー」の韓国や北米案件が順調に進捗しました。液晶パネル工場向けシステムの需要は、従来の大型テレビ用からスマートフォンや携帯情報端末向け中小型にシフトしました。今後は、中国を中心にした高精細化・ガラス薄型化案件の需要が見込まれます。

自動車生産ライン向けシステムは、リーマン・ショック後、回復が遅れていましたが、今期は北米や新興国向けを中心に受注が戻り、国内やメキシコでも大型案件を受注しました。また、開発に力を入れてきた成果として、組立ラインや塗装ラインでそれぞれ新しい搬送システムを受注しています。

《売上》

食品、医薬品、医薬卸、流通、農業などの幅広いお客さま向け保管・搬送・仕分け・ピッキングシステムの大型案件の売上は、堅調に推移しました。

半導体工場向けシステムの売上は韓国や北米向け案件が堅調に推移し、液晶パネル工場向けは国内や台湾向け案件の売上を計上しました。

自動車生産ライン向けシステムでは、ブラジル・タイ・中国・インドネシア・インド向けなどの売上が多く、5月、8月、正月の各国内連休工事も寄与して、前年を大きく上回りました。タイの洪水復旧工事を短期間で完遂したことも貢献しました。

洗車機は、事業買収効果やサービスステーション市場での入れ替え需要の活発化、ディーラー市場での導入の広がりにより、期初からの好調さを持続しました。福祉リヤリフトも、震災後の自動車の生産回復、福祉施設の復興需要、大口受注の獲得に伴い、生産量・売上ともに過去最高の実績となりました。

《利益》

株式会社ダイフク単体の営業黒字化を達成しました。国内外子会社の貢献で連結営業黒字は確保していたものの、平成22年3月期、23年3月期と営業損失を計上していましたが、今期は第4四半期連結会計期間の好調な売上、経費削減、子会社からのロイヤリティ売上などが寄与したものです。円高による為替換算損、株価低迷による保有株式の時価評価損、税制改正により繰延税金資産を取り崩したことなどの影響を受けましたが、連結会計年度末の円安・株価上昇に伴い、それぞれの影響額が緩和されました。また、子会社からの受取配当も改善要因となりました。

この結果、受注高は1,118億75百万円（前期比4.3%増）、売上高は1,146億13百万円（前期比14.3%増）、セグメント利益は18億86百万円（前期比112.1%増）となりました。

②株式会社コンテック

・デバイス&コンポーネント製品

拡張ボード系機器では、東日本大震災により自動車業界の生産活動が縮小した影響を受けましたが、年度末にかけて、生産設備や検査装置向けの販売が堅調に推移いたしました。産業用パソコン系機器では、大震災やタイの洪水被害による部品調達難の影響がありましたが、非製造業向け市場への拡販を図ったことと、企業の設備投資増に支えられました。ネットワーク系機器では、公共施設や店舗設備向け無線LAN製品の販売が好調に推移いたしました。

- ・ソリューション&サービス製品

期初に電力遠隔監視システムの販売が好調でしたが、再生可能エネルギー買取制度の買取価格が未決定であることから、太陽光発電データ計測システムの販売が低調でした。

- ・システム製品

経済成長が著しい中国市場の開拓を進めました。国内は、自動車関連向けシステムの販売が回復に至りませんでした。

この結果、受注高は83億50百万円（前期比1.3%減）、売上高は81億61百万円（前期比4.9%減）、セグメント利益は68百万円（前期比83.9%減）となりました。

次期につきましては、成長の期待される分野への深耕を図ると共に、グローバル市場で競争力のある価格・納期を実現させ、商品開発・エンジニアリング体制を強化することで、海外市場の売上拡大を目指してまいります。

③DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY (DWHC)

DWHCは、北米の事業を統括する会社で、傘下にウェブ社、ダイフクアメリカを置き、両社の経営資源の効率化の運用を推進しています。現在、2社にまたがる生産やサービスの効率化のための再編、エンジニアリングおよびプロジェクト管理のノウハウ共有、基幹情報システムや人事・財務など管理面の共通化などを進めています。一部組織の統合は既に完了し、さらなる一体化を図ります。

受注面は、自動車生産ライン向けシステム、半導体業界向けシステムが好調だったものの、空港手荷物搬送システム案件はメーカー決定が遅れるなどの影響を受けました。自動車生産ライン向けシステムは、北米・中南米で設備投資が活発になったことが寄与しました。半導体業界向けでは、携帯情報端末やサーバー用半導体の需要増大による設備需要や微細化対応の「窒素パージストッカー」などにより、着実に受注を獲得しています。自動車業界、食品関連業界向けには、無人搬送車「SmartCart」の積極的な営業が奏功しています。

売上面でも、自動車およびその関連業界向け、半導体業界向けが大きく伸びました。

北米の景気回復期待もあり、次期は受注・売上の増加が全般的に期待できます。

この結果、受注高は257億70百万円（前期比14.1%減）、売上高は282億73百万円（前期比40.2%増）、セグメント利益は11億21百万円（前期比57.5%増）となりました。

④その他

「その他」は、上記3社以外の国内外の子会社であります。当社グループを構成する連結子会社は44社です。「その他」に含まれる主なものとしては、国内では、マテリアルハンドリングシステム・機器の販売等を行う株式会社ダイフク・ロジスティック・テクノロジー（平成24年4月、グループ再編のため株式会社ダイフクに吸収合併）、洗車機やボウリング関連製品の販売等を行う株式会社ダイフクプラスモアがあります。海外では、生産拠点を持つ大福（中国）有限公司、DAIFUKU KOREA CO., LTD.、CLEAN FACTOMATION, INC.（韓国）、台湾大福高科技設備股份有限公司、DAIFUKU (THAILAND) LTD. などがあり、主にマテリアルハンドリングシステム・機器の製造・販売等を行っています。

総じて、アジアの海外子会社を中心に業績は順調に推移しました。グループ会社間でのグローバルな連携も加速しており、CLEAN FACTOMATION, INC. は、年間3,000万ドル以上の輸出貢献をたたえられ、平成23年12月に韓国政府から表彰されました。

中国では、車の生産・販売がともに世界一になったことを背景に、自動車工場向けの売上が好調な一方、広大な国土をカバーする配送センター計画、中小都市における新空港手荷物搬送システム需要が旺盛となっていますので、受注活動を強化しています。台湾では中小型液晶パネルや半導体工場向けなどの製品が順調でした。韓国では半導体工場向け、自動車工場向け製品が好調です。

タイも、アジア・太平洋地域全般をにらんだ自動車業界の拠点として、ASEAN各国からの引き合いに対応しております。なお、タイの生産拠点は、幸い洪水の被害を受けませんでした。浸水被害に遭われたお客さま設備の復旧のため、国内からも現地生産や工事の支援部隊を派遣して復旧工事を短期間で完遂し、高い評価をいただきました。

今期より新たに当社グループに加わったローガン社は、中国における空港手荷物搬送システムの大型案件で追加受注いたしました。

この結果、受注高は492億19百万円（前期比42.6%増）、売上高は450億19百万円（前期比42.8%増）、セグメント利益は16億98百万円（前期比184.3%増）となりました。なお、受注高には平成23年4月から連結対象となったローガン社の空港手荷物搬送システムの受注残約60億円を含んでおります。

2) 設備投資等の状況

当社グループが、当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の額は、23億93百万円であります。

主にダイフクにおいて、滋賀事業所での各工場生産設備の維持更新や、基幹情報システム、半導体搬送設備用ソフトウェアの機能拡張等を実施いたしました。

3) 資金調達の状況

上記設備投資等にかかる資金は、自己資金で賄いました。

4) 対処すべき課題

(1) 中期経営計画の概要

当社は、平成22年4月から中期3カ年経営計画「Material Handling and Beyond」をスタートさせました。「Material Handling and Beyond」は、リーマン・ショック後の厳しい経営環境に鑑み、将来にわたって当社グループが持続的に成長し続けるための事業基盤を確立する3年間と位置づけております。

具体的には、平成25年（2013年）3月期連結経営目標を売上高で2,200億円、営業利益を110億円とするとともに、その成果として平成27年（2015年）3月期に「連結売上高2,500億円、営業利益率10%」を期するビジョンを描いてまいりました。収益に大きく貢献した大型テレビ用液晶パネル向け搬送システムの需要が減少するなど、リーマン・ショック後の産業構造の変革は著しく、平成25年（2013年）3月期の数値目標達成は厳しい状況ではありますが、成長路線の道筋を確固たるものとし、次期中期経営計画でさらなる飛躍を期してまいります。

次期中期3カ年経営計画の詳細は、第2四半期以降に発表させていただきます。

(2) 中期経営計画の課題

中期経営計画「Material Handling and Beyond」は、マテリアルハンドリング（マテハン）をコア事業とするゆるぎない姿勢と、そこから広がるさまざまな世界を展望しつつ、「事業環境の変化を的確にとらえ、未来に向けて新たな製品・市場・事業などを創出していく」姿を表現したものです。特に、次の5つの「新しい」に挑戦して、従来のを超えて事業の幅を広げることが、さらなる飛躍のための重要課題であると認識しております。

①新しい市場の開拓

国内はもとより、さらに大きく海外飛躍を目指します。

②新しい製品、システムの創出

経済発展の著しい中国・インドなどに新しい市場を求めていくため、現地のニーズに合い、お客さまにご満足いただける価格・機能の製品・システムを提供してまいります。

③新しい生産方法の開発

グループとしての生産のあり方を見直し、海外に納める製品・システムについては、現地調達・現地生産の比率をさらに向上させます。そのため、現地スタッフを登用し、グローバルに活躍できる人材を育成していきます。

④新しいグローバルパートナーの開拓

当社の製品・システムは工場出荷する段階では未だ完成品ではなく、現地調達・現地生産したモノと組み合わせ、据え付け・調整してはじめて完成品になります。新たな市場となる中国・インドなどで、品質の良いモノを生産・据付・サービスできるパートナーを育成するとともに、既存パートナーについても、レベルアップを図ってまいります。

⑤新しい事業の立ち上げ

新しい事業を、自ら開発することに加え、事業提携、さらには友好的なM&Aといった方法で立ち上げることで、さらなる成長路線を描きます。狭義のマテリアルハンドリング（保管・搬送・仕分け・ピッキング）に限らず、モノづくりに携わるメーカーとして、固有の技術・人材・ネットワーク等を応用すれば手がけることができる新分野も追求してまいります。

(3) 平成25年3月期の課題

〔足元の課題〕

平成25年3月期は、「グローバル市場で持続的成長の基盤を作り、世界のマテリアル業界の発展を牽引する企業を目指す」を基本方針とします。

平成24年4月、米国の「Modern Materials Handling」誌が毎年行っているマテリアルハンドリング・システムのサプライヤー・ランキングで、当社グループは初めて売上高1位にランクされました。ただし、為替等の影響も考慮された結果、ドイツのメーカーと並んでの座となっています。

名実ともに真のナンバーワン企業、業界を牽引するトップ企業と認められるための課題は、新市場開拓、新製品開発、海外生産・調達の拡大、サービス事業の拡充、グローバル人材の育成など、既に明らかになっております。

平成25年3月期は、特に案件の入り口（引き合い情報対応）、進行途上、出口（引渡し）という3つの段階で以下の管理を徹底し、収益性を高めてまいります。また、新たな付加価値創出策として、サービス事業のメニュー拡大、ICT（情報通信）技術の活用にも努めます。

①選択と集中～マーケティング機能アップ

市場が世界に広がる中、現地法人等の足がかりのない地域での案件も増えており、案件の内容を事前に様々な角度から検証することが、非常に重要になってまいりました。契約条件、現地パートナーの力量、客先規格や使用言語、支払条件など、ビジネスリスクや個別ユーザーの状況を精査した上で、取り組むべきと判断した市場に対して、経営資源を集中します。

②生産性向上とコストダウン

平成24年3月期の売上総利益率は、16%強という低い水準に止まりました。工場内でのコストダウンはもちろん、納入後に顕在化する不具合の削減に努めます。また、キャッシュフロー重視の経営の原点に戻り、前受金をいただくことなど支払条件の改善にも取り組みます。

③プロジェクト進捗管理の再構築

近年、新市場案件や海外の大型プロジェクトが増加しており、その進捗管理が収益上からも非常に重要になっています。専門の部署を新設して全社的な体制再構築を行い、受注から引渡しまで原価・品質・工程等を一貫してコントロールしていきます。

[コーポレート・ガバナンスの強化]

平成24年6月28日開催の定時株主総会における株主さまのご承認を前提に、社外取締役を新たに選任する予定です。候補者の柏木昇氏は商社での海外勤務や大学教授等の経験を有し、企業法務や国際取引法に精通されている方で、当社のコーポレート・ガバナンス体制全般の強化につながります。また、社内取締役の人数は、平成24年3月期に執行役員制度を導入したことにより、4名減員いたしましたが、引き続き3名減員して10名とします。合議体による経営の意思決定の一層の迅速化を図るとともに、より活発な議論を通して取締役会を一層活性化させます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5) 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分		平成20年度 (第93期) (20. 4. 1～21. 3. 31)	平成21年度 (第94期) (21. 4. 1～22. 3. 31)	平成22年度 (第95期) (22. 4. 1～23. 3. 31)	平成23年度 当連結会計年度 (第96期) (23. 4. 1～24. 3. 31)
受 注 高		212,017	133,211	180,241	195,217
売 上 高		242,182	154,208	159,263	198,052
経常利益又は 経常損失(△)		14,882	△135	1,345	4,022
当期純利益		7,851	1,018	269	1,223
総 資 産 額		194,727	165,430	163,388	185,049
純 資 産 額		82,810	81,295	77,714	76,618
1 株 当たり	純資産額	718円68銭	716円07銭	683円39銭	674円72銭
	当期純利益	70円29銭	9円20銭	2円43銭	11円05銭

(注) 売上高には、消費税等が含まれておりません。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		平成20年度 (第93期) (20. 4. 1～21. 3. 31)	平成21年度 (第94期) (21. 4. 1～22. 3. 31)	平成22年度 (第95期) (22. 4. 1～23. 3. 31)	平成23年度 当事業年度 (第96期) (23. 4. 1～24. 3. 31)
受 注 高		124,910	93,869	121,808	132,903
売 上 高		167,590	105,457	111,542	132,861
経 常 利 益		9,752	687	1,287	3,380
当期純利益		5,196	852	889	1,886
総 資 産 額		154,034	132,297	129,346	149,858
純 資 産 額		68,744	67,120	65,842	66,837
1 株 当たり	純資産額	621円07銭	606円46銭	594円98銭	604円02銭
	当期純利益	46円53銭	7円70銭	8円04銭	17円05銭
期 末 発 行 済 株 式 総 数		113,671	113,671	113,671	113,671

(注) 1. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

6) 重要な親会社および子会社の状況（平成24年3月31日現在）

①親会社との状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コンテック	百万円 1,119	% 65.7	コンピュータ、周辺機器およびソフトウェアの製造・販売・アフターサービス
DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY	米ドル 1,000	% 100.0	物流システム等の製造・販売およびアフターサービス

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記2社を含め44社、持分法適用会社は3社であります。
 2. 「DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY」は米国法人「DAIFUKU AMERICA CORPORATION」「JERVIS B. WEBB COMPANY」を事業会社として傘下におく統括会社として、平成23年1月1日付で設立されました。

7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当企業集団は搬送システム、保管システム、物流機器、電子機器等の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品は次のとおりであります。

区分	主 要 製 品
搬送システム	チェンコンベヤ Uトローリコンベヤ、ダイフクマジックパワー&フリーコンベヤ その他コンベヤ コンベイングフローシステム、フレキシブルドライブシステム モノレールシステム ラムラン、スペースキャリア、クリーンウェイ コンベヤ付帯装置 エンジンテストベンチ、各種自動化装置 無人搬送車 FAV、FAC、ソーティングトランスビークル 仕分けシステム サーフィンソータ、サーフィンソーター ミニ 空港手荷物搬送システム バゲージカルーセル、バゲージスクリーニングコンベヤ
保管システム	立体自動倉庫 ラックビルシステム、コンパクトシステム、ファインストッカー 移動棚/流動棚 移動ラック、マジックフロー 回転ラック バーチカルカルーセル、水平カルーセル
物流機器	ラ ッ ク ニューグッラック、グッシェルフ、ピックウェイ、 グラビティカート ボックスパレット パレターナ、カーゴターナ その他の機器 レベルカート、ピックカート
電子機器	インターフェイスボード、インダストリアルPC、ネットワーク関連機器 省エネ・環境関連ソリューション
その他の	洗車機、車いす用リヤリフト、ボウリング場向け設備・用品

8) 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

<当 社>

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社（本店）	大阪府大阪市	滋賀事業所（工場）	滋賀県蒲生郡
小牧事業所	愛知県小牧市	東京支店	東京都港区
北海道支店	北海道札幌市	東北支店	宮城県仙台市
新潟支店	新潟県新潟市	北関東支店	埼玉県さいたま市
藤沢支店	神奈川県藤沢市	名古屋支店	愛知県小牧市
静岡支店	静岡県静岡市	北陸支店	石川県金沢市
東海支店	愛知県豊田市	大阪支店	大阪府大阪市
中国支店	広島県安芸郡	九州支店	福岡県福岡市

<国内子会社>

名 称	所 在 地
株式会社コンテック	大阪府大阪市
株式会社ダイフクプラスモア	東京都港区
株式会社ダイフク・ロジスティック・テクノロジー	大阪府大阪市

(注) 平成24年4月1日付で、株式会社ダイフク・ロジスティック・テクノロジーと株式会社ダイフクデザインアンドエンジニアリングは株式会社ダイフクに吸収合併されました。

<海外子会社>

名 称	所 在 地
DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY	米国
DAIFUKU EUROPE LTD.	英国
DAIFUKU MECHATRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
DAIFUKU CANADA INC.	カナダ
台湾大福高科技設備股份有限公司	台湾
DAIFUKU (THAILAND) LTD.	タイ
DAIFUKU KOREA CO., LTD.	韓国
CLEAN FACTOMATION, INC.	韓国
大福（中国）有限公司	中国

9) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

①企業集団の状況

従業員数 5,617名

②当社の状況

区 分	男 性	女 性	合計または平均
従 業 員 (前 期 末 比 増 減)	1,954名 (101名減)	207名 (5名増)	2,161名 (96名減)
平 均 年 齢	41.3歳	37.2歳	40.9歳
平 均 勤 続 年 数	16.2年	12.8年	15.9年

- (注)1. 上記には出向社員273名（男性233名、女性40名）を含んでおりません。
 2. 上記には他社から当社への受入出向者11名（男性11名）を含んでおります。
 3. 上記従業員の他に、臨時従業員242名（期中平均人員）を雇用しております。

10) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	9,915百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,740百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,640百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 250,000,000 株
- 2) 発行済株式の総数 113,671,494 株（自己株式3,016,058株を含む）
- 3) 株主数 11,568 名

（注）株主数は、前期末に比べ512名増加しました。

4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,475千株	5.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,114	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,885	5.3
株式会社みずほコーポレート銀行	5,490	5.0
株式会社三井住友銀行	4,080	3.7
ダイフク取引先持株会	3,856	3.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,833	3.5
日本生命保険相互会社	3,431	3.1
C B H K - C I T I B A N K L O N D O N - F 1 1 7	2,535	2.3
ダイフク従業員持株会	2,057	1.9

（注）当社は、自己株式3,016,058株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1) 当事業年度の末日において取締役および監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- 2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- 3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

1) 取締役および監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹内 克己	経営全般
代表取締役社長	北條 正樹	経営全般
代表取締役副社長	平井 豊	eFA事業統轄
副社長執行役員		
代表取締役副社長	小林 史男	営業統轄兼FA&DA事業統轄
副社長執行役員		
代表取締役専務	柿沼 清毅	LSP事業統轄兼LSP事業部長兼株式会社ダイフクプラスモア代表取締役社長
専務執行役員		
代表取締役専務	谷口 孝宏	生産統轄兼サービス統轄兼生産統括本部長兼滋賀事業所長
専務執行役員		
取締役	井上 正義	管理統轄兼BCP推進本部長兼小牧事業所長
常務執行役員		
取締役	猪原 幹夫	財務統轄兼財経本部長
常務執行役員		
取締役	田中 章夫	FA&DA事業部長兼FA&DA事業部生産本部長
常務執行役員		
取締役	平本 孝	ABH事業統轄兼 DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY会長
常務執行役員		
取締役	森屋 進	eFA事業部長兼eFA事業部FPD本部長
常務執行役員		
取締役	武田 泰元	AFA事業統轄兼AFA事業部長兼AFA事業部生産本部長
常務執行役員		
取締役	藤木 勝敏	中国現法統括本部長兼大福（中国）有限公司董事長兼大福（中国）物流設備有限公司董事長
常務執行役員		
常勤監査役	出原 節夫	
常勤監査役	藤島 博	
監査役	内田 晴康	森・濱田松本法律事務所パートナーおよび大日本住友製菓株式会社社外監査役
監査役	北本 功	株式会社日本国際放送専門委員
監査役	鳥井 弘之	独立行政法人科学技術振興機構JST事業主幹

- (注)1. 取締役 田原直樹氏、中島祥行氏、岩本英規氏、佐藤誠治氏の4名は平成23年6月24日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
2. 平成23年6月24日から執行役員制度を導入いたしました。なお、取締役兼務者を除く執行役員は次の6名であります。
常務執行役員 田原直樹氏、中島祥行氏、岩本英規氏、佐藤誠治氏
執行役員 當真政信氏、井狩 彰氏
3. 監査役 内田晴康氏、北本 功氏、鳥井弘之氏の3名は、社外監査役であります。
4. 監査役 北本 功氏、鳥井弘之氏の2名は東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 平成24年4月1日付機構改革に伴い、取締役の担当職務が変更され、次のとおりとなりました。

役名	氏名	職名
代表取締役社長 社長執行役員	北條正樹	経営全般、生産統轄、サービス統轄
代表取締役副社長 副社長執行役員	小林史男	経営全般、営業統轄
代表取締役専務 専務執行役員	猪原幹夫	本社部門統轄
取締役 専務執行役員	田中章夫	FA&DA事業統轄兼FA&DA事業部長兼 FA&DA事業部生産本部長
取締役 専務執行役員	森屋進	eFA事業統轄兼eFA事業部長
取締役 専務執行役員	武田泰元	AFA事業統轄兼AFA事業部長兼 AFA事業部生産本部長
取締役 常務執行役員	井上正義	LSP事業統轄兼LSP事業部長兼小牧事業所長 兼滋賀事業所長
取締役 常務執行役員	平本孝	ABH事業統轄兼ABH事業部長兼 DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY会長
取締役 常務執行役員	藤木勝敏	中国統括本部長兼大福（中国）有限公司董 事長
取締役 顧問	平井豊	
取締役 顧問	柿沼清毅	株式会社ダイフクプラスモア代表取締役社長
取締役 顧問	谷口孝宏	

〔ご参考〕取締役を兼務しない執行役員

役職	氏名	役職	氏名
常務執行役員 FA&DA事業部副事業部長	田原直樹	執行役員 生産統括本部長兼 生産統轄生産技術本部長	佐々木健
常務執行役員 CSR本部長兼BCP推進本部長	中島祥行	執行役員 FA&DA事業部プロジェクト本部長	信田浩志
常務執行役員 AFA事業部営業本部長	岩本英規	執行役員 FA&DA事業部営業本部長	下代博
常務執行役員 eFA事業部半導体本部長	佐藤誠治	執行役員 FA&DA事業部DTS本部長	木村正
執行役員 FA&DA事業部副事業部長	当真政信	執行役員 eFA事業部FPD本部長	堀場義行
執行役員 LSP事業部生産本部長	井狩彰	執行役員 財務本部長	木村義久
		執行役員 DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY社長	Brian G. Stewart

2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	17人	435百万円
監 査 役 (うち社外)	5人 (3人)	73百万円 (30百万円)
合 計 (うち社外)	22人 (3人)	508百万円 (30百万円)

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額700百万円以内（ただし、使用人分給与を除く）、監査役の報酬限度額を年額110百万円以内と決議しており、職位に応じて決定しております。
3. 上記のほかに、社外監査役が当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額はありません。

3) 社外役員に関する事項

取締役 該当事項はありません。

監査役

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況等

①重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	内田 晴康	森・濱田松本法律事務所	パートナー	当社と森・濱田松本法律事務所の間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。また、当社と大日本住友製薬株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。
		大日本住友製薬株式会社	社外監査役	
監査役	北本 功	株式会社日本国際放送	専門委員	当社と株式会社日本国際放送の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	鳥井 弘之	独立行政法人科学技術振興機構 J S T	事業主幹	当社と独立行政法人科学技術振興機構 J S Tの間には重要な取引その他の関係はありません。

(2) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

①取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言の状況

氏名	出席の状況（出席回数）	発言の状況
内田 晴康	取締役会 定時12回中12回	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地からの意見を中心に、経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
	臨時6回中5回	
	監査役会 6回中5回	
北本 功	取締役会 定時12回中11回	取締役会、監査役会において、ジャーナリストとしての幅広い見識、豊富な海外経験からの意見を中心に、経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
	臨時6回中6回	
	監査役会 6回中6回	
鳥井 弘之	取締役会 定時12回中12回	取締役会、監査役会において、ジャーナリストとしての幅広い見識、科学技術に関する深い造詣からの意見を中心に、経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
	臨時6回中6回	
	監査役会 6回中6回	

5. 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	支 払 額
1	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	69百万円
2	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3) 連結子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準に関する助言業務等についての対価を支払っております。

5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6) 会計監査人と締結している責任限定契約の決定の方針

該当事項はありません。

7) 業務停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない者の当該処分に関する事項

該当事項はありません。

8) 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

9) 辞任した会計監査人または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

法令および当社の定款第16条の定めに基づき、当社ホームページ (<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>) に掲載しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

法令および当社の定款第16条の定めに基づき、当社ホームページ (<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>) に掲載しております。

8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの本権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題と位置づけ、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へのさらなる利益還元を視野に入れて、連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れるとともに残余の剰余金につきましては内部留保金として、今後の成長に向けた投資資金に充てる方針であります。

なお、当期につきましては、中間配当として1株当たり5円を実施しており、期末配当として1株当たり10円とさせていただくことを平成24年5月14日開催の取締役会で決定し、合計で年間配当として1株当たり15円とさせていただくことといたしました。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(185,049)	(負債の部)	(108,431)
流動資産	129,942	流動負債	67,998
現金及び預金	29,577	支払手形・工事未払金等	33,070
受取手形・完成工事未収入金等	68,676	短期借入金	13,861
未完成工事請求不足高	10,481	1年内償還予定の社債	4,000
商品及び製品	2,523	未払法人税等	783
未成工事支出金等	5,427	繰延税金負債	8
原材料及び貯蔵品	7,593	工事損失引当金	804
繰延税金資産	1,613	そ の 他	15,470
そ の 他	4,160	固定負債	40,432
貸倒引当金	△112	社 債	6,000
固定資産	55,107	長期借入金	27,149
有形固定資産	30,430	繰延税金負債	1,009
建物及び構築物	14,242	退職給付引当金	3,318
機械装置及び運搬具	2,512	負ののれん	359
工具、器具及び備品	780	そ の 他	2,594
土地	11,597	(純資産の部)	(76,618)
そ の 他	1,298	株主資本	82,013
無形固定資産	4,874	資 本 金	8,024
ソフトウェア	2,330	資本剰余金	9,028
そ の 他	2,543	利益剰余金	67,382
投資その他の資産	19,802	自己株式	△2,421
投資有価証券	10,342	その他の包括利益累計額	△7,352
長期貸付金	368	その他有価証券評価差額金	247
繰延税金資産	5,267	繰延ヘッジ損益	11
そ の 他	4,018	為替換算調整勘定	△7,611
貸倒引当金	△194	少数株主持分	1,956
合 計	185,049	合 計	185,049

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高		198,052
売上原価		165,505
売上総利益		32,546
販売費及び一般管理費		28,328
営業利益		4,217
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	235	
負ののれん償却額	59	
受取地代家賃	228	
その他	248	872
営業外費用		
支払利息	858	
為替差損	70	
その他	138	1,067
経常利益		4,022
特別利益		
固定資産売却益	3	
その他	1	4
特別損失		
固定資産売却損	23	
固定資産除却損	105	
投資有価証券評価損	718	
その他	51	898
税金等調整前当期純利益		3,129
法人税、住民税及び事業税	1,540	
法人税等調整額	300	1,840
少数株主損益調整前当期純利益		1,288
少数株主利益		65
当期純利益		1,223

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	8,024
当期末残高	8,024
資本剰余金	
当期首残高	9,028
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	9,028
利益剰余金	
当期首残高	67,819
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,223
当期変動額合計	△436
当期末残高	67,382
自己株式	
当期首残高	△2,417
当期変動額	
自己株式の取得	△3
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△3
当期末残高	△2,421
株主資本合計	
当期首残高	82,454
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,223
自己株式の取得	△3
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△440
当期末残高	82,013

(単位：百万円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△482
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	730
当期変動額合計	730
当期末残高	247
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△32
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43
当期変動額合計	43
当期末残高	11
為替換算調整勘定	
当期首残高	△6,313
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,298
当期変動額合計	△1,298
当期末残高	△7,611
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△6,828
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△523
当期変動額合計	△523
当期末残高	△7,352
少数株主持分	
当期首残高	2,088
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△132
当期変動額合計	△132
当期末残高	1,956
純資産合計	
当期首残高	77,714
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,223
自己株式の取得	△3
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△656
当期変動額合計	△1,096
当期末残高	76,618

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(149,858)	(負債の部)	(83,021)
流動資産	90,446	流動負債	47,398
現金及び預金	16,635	支払手形	1,370
受取手形	5,669	買掛金	20,042
完成工事未収入金	42,926	工事未払金	1,881
売掛金	10,008	短期借入金	11,829
商品及び製品	144	1年内償還予定の社債	4,000
未成工事支出金等	4,032	1年内返済予定の長期借入金	1,000
原材料及び貯蔵品	3,964	リース債務	115
前払費用	317	未払金	960
繰延税金資産	1,282	未払費用	2,734
未収入金	993	未払法人税等	130
短期貸付金	10	未成工事受入金	2,214
関係会社短期貸付金	3,400	工事損失引当金	234
その他貸倒引当金	1,106	工事損失引当金	456
	△43	その他	427
固定資産	59,411	固定負債	35,622
有形固定資産	22,391	社債	6,000
建物	9,721	長期借入金	26,100
構築物	939	リース債務	711
機械及び装置	1,618	長期未払金	322
車両及び運搬具	3	退職給付引当金	1,982
工具、器具及び備品	287	資産除去債務	490
土地	8,989	その他	14
リース資産	827	(純資産の部)	(66,837)
建設仮勘定	4	株主資本	66,566
無形固定資産	2,187	資本金	8,024
のれん	213	資本剰余金	9,028
ソフトウェア	1,861	資本準備金	2,006
ソフトウェア仮勘定	22	その他資本剰余金	7,021
その他	90	利益剰余金	51,935
投資その他の資産	34,832	利益準備金	112
投資有価証券	9,573	その他利益剰余金	51,822
関係会社株	16,568	配当準備積立金	7,000
関係会社出資金	2,400	固定資産圧縮積立金	407
長期貸付金	369	特別償却準備金	59
長期前払費用	905	別途積立金	30,000
繰延税金資産	4,550	繰越利益剰余金	14,355
敷金及び保証金	453	自己株式	△2,421
その他	632	評価・換算差額等	271
投資損失引当金	△430	その他有価証券評価差額金	260
貸倒引当金	△191	繰延ヘッジ損益	11
合 計	149,858	合 計	149,858

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

	百万円	百万円
売 上 高		132,861
売 上 原 価		117,839
売 上 総 利 益		15,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,677
営 業 利 益		344
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
受 取 配 当 金	3,318	
受 取 地 代 家 賃	201	
助 成 金 収 入	81	
そ の 他	256	3,893
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	580	
社 債 利 息	164	
為 替 差 損	62	
そ の 他	49	857
経 常 利 益		3,380
特 別 利 益		
そ の 他	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3	
固 定 資 産 廃 棄 損	49	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	718	
そ の 他	1	771
税 引 前 当 期 純 利 益		2,610
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	349	
法 人 税 等 調 整 額	373	723
当 期 純 利 益		1,886

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	8,024
当期末残高	8,024
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,006
当期末残高	2,006
その他資本剰余金	
当期首残高	7,021
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	7,021
資本剰余金合計	
当期首残高	9,028
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	9,028
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	112
当期末残高	112
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	7,000
当期末残高	7,000
固定資産圧縮積立金	
当期首残高	382
当期変動額	
圧縮積立金の積立	33
圧縮積立金の取崩	△8
当期変動額合計	24
当期末残高	407

(単位：百万円)

科 目	金 額
特別償却準備金	
当期首残高	66
当期変動額	
特別償却準備金の積立	3
特別償却準備金の取崩	△11
当期変動額合計	△7
当期末残高	59
別途積立金	
当期首残高	30,000
当期末残高	30,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,146
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,886
圧縮積立金の積立	△33
圧縮積立金の取崩	8
特別償却準備金の積立	△3
特別償却準備金の取崩	11
当期変動額合計	209
当期末残高	14,355
利益剰余金合計	
当期首残高	51,708
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,886
圧縮積立金の積立	—
圧縮積立金の取崩	—
特別償却準備金の積立	—
特別償却準備金の取崩	—
当期変動額合計	226
当期末残高	51,935
自己株式	
当期首残高	△2,417
当期変動額	
自己株式の取得	△3
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△3
当期末残高	△2,421

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本合計	
当期首残高	66,342
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,886
自己株式の取得	△3
自己株式の処分	0
当期変動額合計	223
当期末残高	66,566
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△467
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	727
当期変動額合計	727
当期末残高	260
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△32
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43
当期変動額合計	43
当期末残高	11
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△500
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	771
当期変動額合計	771
当期末残高	271
純資産合計	
当期首残高	65,842
当期変動額	
剰余金の配当	△1,659
当期純利益	1,886
自己株式の取得	△3
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	771
当期変動額合計	994
当期末残高	66,837

※「連結注記表」および「個別注記表」は、法令および定款第16条の定めに基づき、
 当社ホームページ (<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>) に掲載しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月22日

株式会社 ダイフク

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	北	川	哲	雄	Ⓔ
業務執行社員						
指 定 社 員	公認会計士	高	濱		滋	Ⓔ
業務執行社員						
指 定 社 員	公認会計士	大	野		功	Ⓔ
業務執行社員						

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイフクの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイフク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に、税率の変更に伴う繰延税金資産等への影響額が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月22日

株式会社 ダイフク

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 北 川 哲 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 野 功 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイフクの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

税効果会計に関する注記に、税率の変更に伴う繰延税金資産等への影響額が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及びその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月23日

株式会社	ダ	イ	フ	ク	監査役会
常勤監査役	出	原	節	夫	Ⓔ
常勤監査役	藤	島		博	Ⓔ
社外監査役	内	田	晴	康	Ⓔ
社外監査役	北	本		功	Ⓔ
社外監査役	鳥	井	弘	之	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役11名選任の件

本総会の終結のときをもって、取締役13名全員が任期満了となります。

執行役員制度の拡充に伴い、取締役の人数を減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	タケウチ カツミ 竹 内 克 己 昭和14年12月25日	昭和38年4月 株式会社日本勧業銀行入社 平成2年5月 同社船場支店長 平成4年6月 当社入社 理事 平成5年6月 当社取締役経営企画本部長 平成10年6月 当社代表取締役専務本社部門・総務部門 各部門長 平成13年6月 当社代表取締役副社長管理統轄兼海外統 轄兼本社部門長 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役会長 現在に至る	53,500株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	ホウジョウ マサキ 北 條 正 樹 昭和23年10月2日	昭和46年4月 当社入社 平成9年4月 当社AFA海外事業部長 平成10年6月 当社取締役AFA海外事業部長 平成12年4月 当社取締役(兼) DAIFUKU AMERICA CORPORATION 取締役社長 平成16年4月 当社代表取締役専務管理統轄兼海外統轄(兼) DAIFUKU AMERICA CORPORATION取締役社長(兼) DAIFUKU CANADA INC. 取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役専務管理統轄兼海外統轄 平成18年4月 当社代表取締役副社長管理統轄兼海外統轄 平成19年4月 当社代表取締役副社長AFA事業統轄兼AFA事業部長 平成19年12月 当社代表取締役副社長AFA事業統轄兼AFA事業部長(兼) JERVIS B. WEBB COMPANY 会長 平成20年4月 当社代表取締役社長AFA事業統轄兼Webb事業統轄(兼) JERVIS B. WEBB COMPANY 会長 平成20年10月 当社代表取締役社長Webb事業統轄(兼) JERVIS B. WEBB COMPANY 会長 平成21年10月 当社代表取締役社長(兼) JERVIS B. WEBB COMPANY 会長 平成23年1月 当社代表取締役社長(兼) DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY 会長 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 生産統轄兼サービス統轄 現在に至る	83,500株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	コバヤシ フミオ 小 林 史 男 昭和22年8月17日	昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 当社首都圏販売事業部長 平成10年6月 当社取締役リージョナル事業部長 平成15年4月 当社常務取締役営業統轄兼FA&DA事業部 副事業部長兼FA&DA事業部営業本部長 平成16年4月 当社代表取締役専務営業統轄兼FA&DA事 業部長 平成17年4月 当社代表取締役専務営業統轄兼FA&DA・ DTS事業統轄兼FA&DA事業部長（兼）株 式会社ダイフク・ロジスティック・テク ノロジー代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役副社長営業統轄兼FA& DA・DTS事業統轄 平成19年4月 当社代表取締役副社長営業統轄兼FA&DA 事業統轄 平成23年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 営業統轄兼FA&DA事業統轄 平成24年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 営業統轄 現在に至る	29,500株
4	イノハラ ミキオ 猪 原 幹 夫 昭和25年5月5日	昭和44年4月 当社入社 平成15年7月 当社理事経理部長 平成16年7月 当社取締役待遇理事経理部長 平成17年4月 当社取締役待遇理事本社部門長 平成17年6月 当社取締役本社部門長 平成20年4月 当社取締役経本部長 平成21年4月 当社常務取締役経本部長兼小牧事業所 長 平成22年4月 当社常務取締役財務統轄兼経本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員財務統轄兼経 本部長 平成24年4月 当社代表取締役専務 専務執行役員 本社部門統轄 現在に至る	29,000株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 の 数
5	タナカ アキオ 田 中 章 夫 昭和26年1月19日	昭和48年4月 当社入社 平成15年7月 当社理事FA&DA事業部営業副本部長 平成16年7月 当社取締役待遇理事FA&DA事業部営業副本部長 平成18年4月 当社取締役待遇理事FA&DA事業部営業副本部長 平成18年6月 当社取締役FA&DA事業部営業副本部長 平成21年6月 当社取締役FA&DA事業部副事業部長兼FA&DA事業部営業副本部長 平成22年4月 当社常務取締役FA&DA事業部長 平成23年4月 当社常務取締役FA&DA事業部長兼FA&DA事業部生産副本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員FA&DA事業部長兼FA&DA事業部生産副本部長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員FA&DA事業統轄兼FA&DA事業部長兼FA&DA事業部生産副本部長 現在に至る	11,000株
6	モリヤ ススム 森 屋 進 昭和25年12月17日	昭和51年4月 当社入社 平成15年7月 当社理事eFA事業部生産本部工場長 平成16年7月 当社取締役待遇理事eFA事業部生産副本副本部長 平成17年4月 当社取締役待遇理事eFA事業部FPD&Si統括副本部長 平成17年6月 当社取締役eFA事業部FPD&Si統括副本部長 平成18年4月 当社取締役eFA事業部FPD統括副本部長 平成19年4月 当社取締役eFA事業部FPD副本部長 平成22年4月 当社常務取締役eFA事業部長兼eFA事業部FPD副本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員eFA事業部長兼eFA事業部FPD副本部長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員eFA事業統轄兼eFA事業部長 現在に至る	17,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
7	タケダ ヒロヨシ 武 田 泰 元 昭和24年7月12日	昭和48年4月 当社入社 平成17年7月 当社理事AFA事業部テクノサービス副本 部長 平成18年7月 当社取締役待遇理事AFA事業部テクノサ ービス副本部長 平成19年4月 当社取締役待遇理事AFA事業部生産副本 部長 平成19年6月 当社取締役AFA事業部生産副本部長 平成20年4月 当社取締役AFA事業部生産本部長 平成22年4月 当社常務取締役AFA事業部長兼AFA事業部 生産本部長 平成23年4月 当社常務取締役AFA事業統轄兼AFA事業部 長兼AFA事業部生産本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員AFA事業統轄兼 AFA事業部長兼AFA事業部生産本部長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員AFA事業統轄兼 AFA事業部長兼AFA事業部生産本部長 現在に至る	21,163株
8	イノウエ マサヨシ 井 上 正 義 昭和27年12月22日	昭和51年4月 株式会社第一勧業銀行入社 平成12年4月 同社個人業務部長 平成14年4月 当社入社 取締役待遇理事本社部門付 平成14年10月 当社取締役待遇理事本社部門長 平成15年6月 当社取締役本社部門長 平成17年4月 当 社 取 締 役 (兼) DAIFUKU AMERICA CORPORATION取締役社長 (兼) DAIFUKU CANADA INC. 取締役社長 平成19年4月 当社常務取締役管理統轄兼海外統轄兼内 部統制推進室長 平成20年4月 当社常務取締役管理統轄兼海外統轄兼 CSR本部長 平成22年4月 当社常務取締役管理統轄兼小牧事業所長 平成22年10月 当社常務取締役管理統轄兼BCP推進本部 長兼小牧事業所長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員管理統轄兼BCP 推進本部長兼小牧事業所長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員LSP事業統轄兼 LSP事業部長兼小牧事業所長兼滋賀事業 所長 現在に至る	34,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
9	ヒラモト タカシ 平 本 孝 昭和26年11月12日	昭和51年4月 当社入社 平成15年7月 当社理事FA&DA事業部生産本部長 平成16年7月 当社取締役待遇理事FA&DA事業部生産本部長 平成17年6月 当社取締役FA&DA事業部生産本部長 平成21年10月 当社取締役ABH事業統轄兼FA&DA事業部生産本部長 平成22年4月 当社常務取締役ABH事業統轄兼FA&DA事業部生産本部長 平成23年4月 当社常務取締役ABH事業統轄（兼）DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY 会長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員ABH事業統轄（兼）DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY 会長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員ABH事業統轄兼ABH事業部長（兼）DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY 会長 [重要な兼職の状況] DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY 会長	13, 157株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
10	フジキ カットシ 藤 木 勝 敏 昭和27年4月3日	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 当社FA&DA事業部海外部長（兼）大福自動物流設備（上海）有限公司総経理 平成16年4月 大福自動物流設備（上海）有限公司董事長 平成17年7月 当社理事大福自動物流設備（上海）有限公司董事長 平成20年4月 当社理事大福自動物流設備（上海）有限公司董事長（兼）大福洗車設備（上海）有限公司総経理 平成20年6月 当社取締役中国現法統括本部長（兼）大福自動物流設備（上海）有限公司董事長（兼）大福洗車設備（上海）有限公司総経理 平成22年1月 当社取締役中国現法統括本部長（兼）大福自動物流設備（上海）有限公司董事長（兼）大福洗車設備（上海）有限公司董事長兼総経理 平成22年4月 当社常務取締役中国現法統括本部長（兼）大福（中国）有限公司董事長（兼）大福洗車設備（上海）有限公司董事長 平成23年4月 当社常務取締役中国現法統括本部長（兼）大福（中国）有限公司董事長（兼）大福（中国）物流設備有限公司董事長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員中国現法統括本部長（兼）大福（中国）有限公司董事長（兼）大福（中国）物流設備有限公司董事長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員中国統括本部長（兼）大福（中国）有限公司董事長 現在に至る [重要な兼職の状況] 大福（中国）有限公司董事長	18,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
11	※ カシワギ ノボル 柏 木 昇 昭和17年2月3日	昭和40年4月 三菱商事株式会社入社 昭和59年1月 米国三菱商事ニューヨーク本店法務審査 部次長 昭和63年1月 三菱商事株式会社本社法務部部长代行 平成5年8月 同社退社 東京大学法学部比較法政国際センター教 授 平成15年4月 中央大学法学部教授 平成15年6月 東京大学名誉教授 現在に至る 平成16年3月 公益財団法人日弁連法務研究財団評価委 員会委員長 現在に至る 平成16年4月 中央大学法科大学院（法務研究科）教授 平成19年6月 日本電子株式会社企業買収独立委員会委 員 現在に至る 平成23年6月 財団法人民事紛争処理基金理事長 現在に至る [重要な兼職の状況] 財団法人民事紛争処理基金理事長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 柏木 昇氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柏木 昇氏は、商社での海外勤務や大学教授等の経験を有し、企業法務や国際取引法に精通されており、豊富な経験と幅広い見識から社外取締役としての任務を全うできる人物であり、専門的見地からの助言・提言をいただくとともに、経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため、社外取締役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が原案どおり選任された場合は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員としても指定する予定であります。
5. 柏木 昇氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
6. 柏木 昇氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 柏木 昇氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

8. 柏木 昇氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に社外取締役または監査役ではなく、かつ、業務執行者であったことはありません。
9. 柏木 昇氏には、本総会の第3号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」についてご承認いただいた場合には、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）における特別委員会の委員にご就任いただく予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結のときをもって、監査役 藤島 博氏ならびに内田晴康氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	ウチダ ハルミチ 内 田 晴 康 昭和22年4月7日	昭和48年4月 森綜合法律事務所入所（現 森・濱田松本法律事務所） 弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る 昭和55年10月 ニューヨーク州弁護士登録 ニューヨーク州弁護士会所属 現在に至る 平成14年10月 ローエイシア日本代表理事 平成16年4月 慶應義塾大学法科大学院教授 平成16年6月 当社監査役 現在に至る 平成16年7月 日本弁護士連合会国際交流委員会委員長 平成17年6月 株式会社日立ハイテクノロジーズ社外取締役 平成19年4月 慶應義塾大学法科大学院講師 現在に至る 平成19年10月 独占禁止懇話会委員 現在に至る 平成22年6月 大日本住友製薬株式会社社外監査役 現在に至る 平成24年4月 一般社団法人日本経済団体連合会 監事 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 森・濱田松本法律事務所パートナー 大日本住友製薬株式会社社外監査役	1,000株
2	※ クロサカ タツジロウ 黒 坂 達 二 郎 昭和30年3月9日	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社FA&DA事業部営業本部物流システム部第1Gグループ長 平成24年4月 当社社長付上席参事 現在に至る	10,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 内田晴康氏は社外監査役候補者であります。
4. 内田晴康氏は、法曹界の著名な弁護士で、経営全般にわたるコンプライアンスを中心に、弁護士としての専門的見地からの助言・提言をいただくとともに、経営の適法性を確保し、経営監視・監査機能を高めるため、社外監査役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が所属する森・濱田松本法律事務所と当社とは委任契約関係がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておらず、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。
5. 内田晴康氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって8年となります。
6. 内田晴康氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
7. 内田晴康氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 内田晴康氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 内田晴康氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に社外監査役ではなく、かつ、業務執行者であったことはありません。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

平成21年6月26日開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の有効期間は、本総会の終結の時をもって満了することとされています。

当社は、旧プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、平成24年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、旧プランの内容を一部改定した上で（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）以下のとおり更新すること（以下「本更新」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本更新は、旧プランの内容を実質的に変更するものではなく、主として株主や投資家の皆様による本プランの理解がより容易になるよう、手続を整理し、また、説明内容を簡明にするものです。

主な改定事項は次のとおりです。

- 1 取締役会の判断で株主総会を招集することができる場合を具体的な要件とともに追加しました。
- 2 特別委員会の委員構成を見直し、本総会第1号議案「取締役11名選任の件」において社外取締役として選任をお願いしている柏木昇氏を、当該議案が承認されることを条件として、新たに特別委員会の委員に追加しました。

この改定も踏まえた、当社の買収防衛策の主な特徴は以下の通りとなります。

- ① 株主総会の承認を経て、導入・更新される
- ② 有効期限は3年
- ③ 適用対象は株券等保有割合が20%以上となる買付け等
- ④ 合理的かつ客観的な対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動要件を設定
- ⑤ 独立性の高い社外者の判断を重視。特別委員会を設置し、取締役会はその勧告に従う
- ⑥ 特別委員会による情報の検討期間は、取締役会からの情報提供期間も含め最長90日間（上限30日の延長可能）
- ⑦ 特別委員会の勧告または取締役会の判断により、対抗措置発動（新株予約権の無償割当て）についての株主総会を招集

1. 提案の理由

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと、②中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び研究開発投資を行っていくこと、③生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民の関係当事者との信頼関係を維持していくこと、④当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

上記に加え、内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取り組みが、企業存続のためにますます重要視されるようになりました。

また、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が、①当社株主が買付の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間（当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要なとされる時間を含みます。）が確保されず、又は必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、②その目的等に鑑み当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、③当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、④買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當であるもの、又は⑤当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等のステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものである場合には、当該買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切と判断すべきとの基本方針を決定いたしました。

2) 本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止し、かかる不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としています。

2. 提案の内容

1) 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等（注1）の買付その他の取得又はこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下これらを総称して「買付」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付を行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(d)①に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

(b) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、当社取締役会が以下に定める買付説明書の提出を不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、注8の「特別委員会規定の概要」を、本更新時における特別委員会の委員の略歴等については、61頁から62頁（本議案別紙）をご参照ください。）に送付するものとします。特別委員会は、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、買付者による買付と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
 - ② 買付の目的、方法及び内容（対価の価額・種類及びその算定根拠、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
 - ④ 買付の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策
 - ⑤ 買付の後における当社の他の株主、従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関その他のステークホルダーに対する対応方針（当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策を含みます。）
 - ⑥ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 買付の内容の検討・買付者との交渉・代替案の検討
- 特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対して、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、下記に定める特別委員会検討期間の範囲内においてその作成のために合理的に必要と特別委員会が定める期間内に提示するよう要求することができます。

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した後、原則として最長90日間（但し、特別委員会は、下記(d)③に記載するところに従い、原則として30日を上限として当該期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。)、上記に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付者の買付の内容及び取締役会の代替案の検討・比較、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、また、必要であれば、買付者と協議・交渉を行います。なお、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みません。）の助言を得ることができるものとします。

(d) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の 절차를踏まえ、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行います。

- ① 特別委員会は、買付が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」といいます。）に該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、特別委員会は、買付について発動事由のうち下記(2)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者が買付を撤回した場合その他買付が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

- ② 特別委員会は、買付が発動事由に該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合、又は、当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- ③ 特別委員会が、当初の特別委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・当社取締役会等による買付者との交渉等に合理的に必要とされる範囲内（原則として合計30日を上限とします。）で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主総会の招集

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して当該実施に関し株主総会の承認を予め得べき旨の留保を付した場合、又は(ii)買付について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際して、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続」(d)のとおり、以下の要件に該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てをすることが相当かどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付である場合（買付の内容を判断するために合理的に必要とされる時間が確保されない場合や情報の提供がなされない場合を含みます。）

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当する場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - ① 株式を買い占め、その株式につき当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (c) 買付の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合
- (d) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等の当社に係るステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき無償割当てをする本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注12）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注13）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が定める日の到来することをもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することをもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新については、本議案について、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び変更

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの趣旨に反しない場合、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することができます。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(8) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (注8) 特別委員会規定の概要は以下のとおりです。
- ・特別委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他本プランに関して当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定等を行う。
 - ・特別委員会を組織する構成員（以下「特別委員会委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役及び(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
 - ・特別委員会委員の任期は、原則として、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了する。
 - ・特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第2項に定義されます。）をいいます。
- (注15) 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に買付を中止もしくは撤回又は爾後買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

注：平成24年5月14日開催の取締役会において決定した本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.daifuku.co.jp>）に掲載しております。

以 上

特別委員会委員略歴

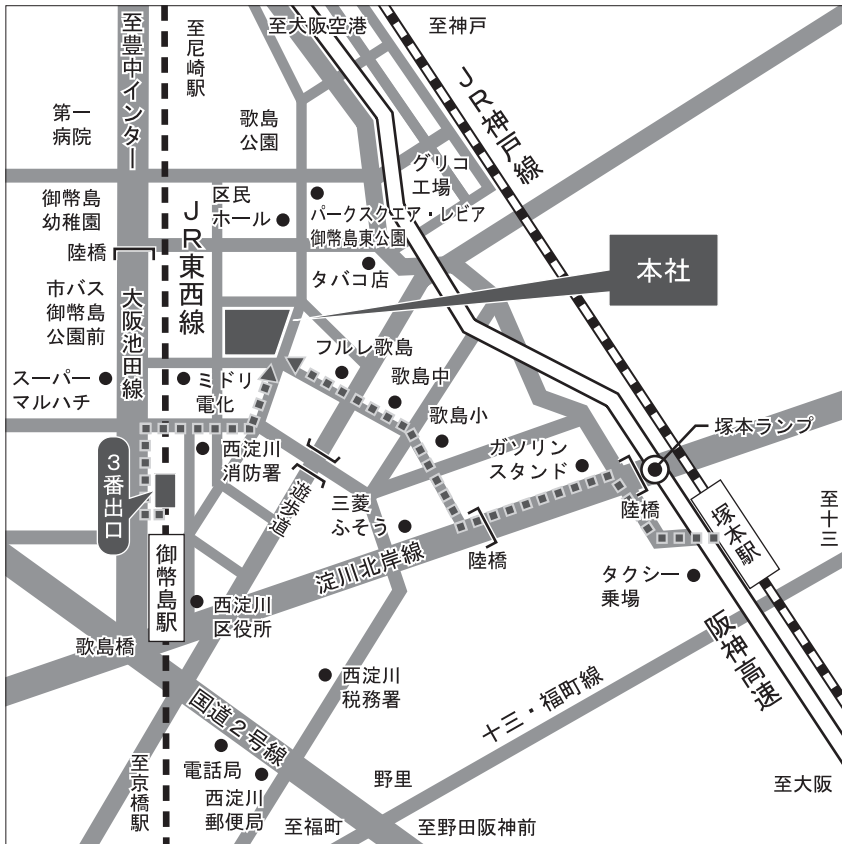
- 柏 木 昇 (昭和17年2月3日生)
- 昭和40年4月 三菱商事株式会社入社
- 昭和59年1月 米国三菱商事ニューヨーク本店法務審査部次長
- 昭和63年1月 三菱商事株式会社本社法務部部長代行
- 平成5年8月 同社退社
- 東京大学法学部比較法政国際センター教授
- 平成15年4月 中央大学法学部教授
- 平成15年6月 東京大学名誉教授 現在に至る
- 平成16年3月 公益財団法人日弁連法務研究財団評価委員会委員長 現在に至る
- 平成16年4月 中央大学法科大学院（法務研究科）教授
- 平成19年6月 日本電子株式会社 企業買収独立委員会委員 現在に至る
- 平成23年6月 財団法人民事紛争処理基金理事長 現在に至る
- 平成24年6月 当社社外取締役就任予定
- ※ 柏木昇氏については、本総会の第1号議案「取締役11名選任の件」が承認され、当社の社外取締役に選任されることを条件として、特別委員会の委員に選任する予定です。
- 北 本 功 (昭和18年1月22日生)
- 昭和41年4月 特殊法人日本放送協会入社
- 平成3年6月 同協会パリ支局長
- 平成7年6月 株式会社NHKエンタープライズ21取締役
- 平成9年6月 同協会国際放送局次長
- 平成11年10月 財団法人NHKインターナショナル理事
- 平成17年10月 株式会社NHKエンタープライズ特別主幹
- 平成19年6月 当社社外監査役 現在に至る
- 平成20年5月 株式会社NHKエンタープライズ エグゼクティブプロデューサー
- 平成20年12月 株式会社日本国際放送専門委員 現在に至る

鳥 井 弘 之 (昭和17年 7 月17日生)
昭和44年 4 月 日本経済新聞社入社
昭和62年 4 月 同社論説委員兼日経産業消費研究所研究部長
平成14年 1 月 東京大学先端科学技術研究センター客員教授
平成14年 3 月 日本経済新聞社退社 同社嘱託論説委員
平成14年 4 月 東京工業大学原子炉工学研究所教授
平成16年 3 月 日本経済新聞社嘱託退任
平成20年 3 月 東京工業大学退任
平成20年 9 月 科学技術振興機構JST事業主幹 現在に至る
平成22年 6 月 当社社外監査役 現在に至る

宮 島 司 (昭和25年 8 月23日生)
昭和55年 4 月 慶応義塾大学法学専任講師
昭和56年 4 月 フランス・レンヌ大学訪問研究員
平成 2 年 4 月 慶応義塾大学法学部教授 現在に至る
平成 2 年 8 月 サンパウロ法科大学客員教授
平成15年 2 月 司法試験第二次試験考査委員 現在に至る
平成15年 4 月 弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る
平成16年 4 月 慶応義塾大学大学院法務研究科教授
平成18年 6 月 当社特別委員会委員 現在に至る
平成21年 4 月 株式会社ヒューリック 社外取締役 現在に至る
平成23年 6 月 大日本印刷株式会社 独立委員会委員 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図



大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号 〒555-0012

TEL (06) 6472-1261

<http://www.daifuku.co.jp>

JR新大阪駅からJR神戸線 神戸方面へ2駅目「塚本」駅徒歩15分

JR東西線 尼崎駅乗換え「御幣島駅」徒歩7分

伊丹空港からリムジンバスJR大阪駅乗換え「塚本」駅へ

DAIFUKU
Material Handling and Beyond